平成２７年（フ）第３３８８号
愛知県名古屋市中川区長須賀３丁目1202番地
破産者　有限会社トーワコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３８９号
愛知県名古屋市中川区長須賀３丁目1202―102
破産者　内藤　勝也
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４１５号
東京都品川区南大井５丁目18番10号
破産者　原電器株式会社
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４４３号
東京都大田区久が原４丁目38番２号
破産者　有限会社小泉設備
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４４４号
東京都千代田区岩本町３丁目５―２―901
破産者　小泉　昌陽
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４４５号
東京都大田区南久が原２丁目１―10　佐藤方
破産者　小泉　裕子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６４９号
東京都調布市菊野台３―50―３、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区大原１丁目60番10号　ハイムＮＹ
破産者　有限会社大升商店
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６５０号
東京都府中市小柳町２丁目13―３―201
破産者　後藤　友子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７０４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目36番１―302号
破産者　有限会社赤坂萩
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７０５号
神奈川県川崎市麻生区高石３丁目32―３―304
破産者　萩原三榮子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７５３号
東京都墨田区本所３丁目15番１号　Ｔ・ケヅカビル２Ｆ
破産者　株式会社青山コーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７５４号
大阪府摂津市別府１―16―24、住民票上の住所東京都墨田区石原３丁目11―４―704
破産者　上出　秋男
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８６２号
埼玉県川越市霞ケ関北３丁目６番地４、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区野沢４丁目５番13号
破産者　有限会社タヴァーンプロダクションズ
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８６３号
埼玉県川越市霞ケ関北３丁目６―４
破産者　杉澤　卓也
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８７９号
東京都大田区南六郷２丁目６番２号
破産者　有限会社イオン・インターナショナル
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８８０号
神奈川県川崎市川崎区四谷上町22―23―１
破産者　佐々木茂雄
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９０１号
東京都大田区大森北２―３―12　ＭＩＴＥＺＺＡ大森北Ⅱ407号、商業登記簿上の本店所在地宮城県仙台市宮城野区岩切字青津目138番地の12
破産者　株式会社ＤＳＳ
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９０２号
東京都大田区大森北２丁目３―12　ミテッツァ大森Ⅱ―407
破産者　伊藤　敏彦
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９１２号
東京都大田区西糀谷１丁目19番５号
破産者　株式会社ダンテス
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９１３号
東京都大田区西糀谷４丁目31―３―502
破産者　三好　友章
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９３０号
茨城県土浦市藤沢1443番地
破産者　有限会社スズヤ衣料センター
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部